

6 償還の猶予

次のような場合で申出をしたときは定期償還を猶予します。

(1) 猶予できる場合

ア 住宅貸付け及び住宅災害貸付けの対象となった住宅又は住宅の敷地が水震火災その他の非常災害により損害を受けたとき

- 対象貸付種別：住宅貸付け及び住宅災害貸付け（介護構造部分に係る貸付けを含む。）
（両貸付けとも借受中の場合は、両貸付けとも償還猶予の扱いとなります。）
- 猶 予 期 間：申出のあった日の翌月から12か月の範囲内

イ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定による育児休業の承認を受けたとき又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第5条の規定による育児休業の申出をしたとき

- 対象貸付種別：すべての貸付け（特別貸付け・高額医療貸付け・出産貸付けを除く。）
（複数の貸付けを借受中の場合は、借受中の全ての貸付けが償還猶予の扱いとなります。）
- 猶 予 期 間：育児休業期間の範囲内

ウ 育児・介護休業法第61条第6項において準用する同条第3項の規定による介護休業の承認を受けたとき又は同法第11条の規定による介護休業の申出をしたとき

- 対象貸付種別：すべての貸付け（特別貸付け・高額医療貸付け・出産貸付けを除く。）
（複数の貸付けを借受中の場合は、借受中の全ての貸付けが償還猶予の扱いとなります。）
- 猶 予 期 間：介護休業期間の範囲内

エ 疾病による無給休職のとき。ただし、傷病手当金及び傷病手当金附加金の支給を受けている期間は除かれます。（傷病手当金等からの控除を希望される方は、貸付金控除依頼書（様式第19号）を提出してください。）

- 対象貸付種別：すべての貸付け（特別貸付け・高額医療貸付け・出産貸付けを除く。）
（複数の貸付けを借受中の場合は、借受中の全ての貸付けが償還猶予の扱いとなります。）
- 猶 予 期 間：無給休職期間の範囲内

オ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の6の規定による配偶者同行休業の承認を受けたとき

- 対象貸付種別：すべての貸付け（特別貸付け・高額医療貸付け・出産貸付けを除く。）
（複数の貸付けを借受中の場合は、借受中の全ての貸付けが償還猶予の扱いとなります。）
- 猶 予 期 間：配偶者同行休業期間の範囲内（3年を限度とする。）

(2) 申出期限等

ア 猶予申出期限日

償還猶予を希望される場合は、**猶予を希望する月の前月の期限日まで**に申し出てください。

申出の期限及び提出先は次のとおりです。期限日が閉庁日の場合はその直前の開庁日となります。

	猶予開始月	申 出 期 限 日			提出先
		2~11月 猶予開始	12月 猶予開始	1月 猶予開始	
京都市内の所属所・府立学校	前月の16日	11月13日	12月13日	支部（福利課）	
各支所管内の所属所	前月の13日	11月10日	12月10日	各支所(各教育局)	

イ 提出書類

償還猶予申出書（様式細第7号）

ウ 注意事項

期限までに猶予の申出書が提出されない場合は、猶予することができません。給与から償還金が控除できない場合は、振込通知書を送付しますので、期限までに入金していただくよう注意してください。

(3) 猶予期間中の償還金の扱い

猶予された償還金は原則として、償還猶予期間が終わった月の翌月（ボーナス償還の場合は直後の6月又は12月）から、定期償還と併せて猶予された償還回数により均等額で返済することとなります。したがって、当該月の**控除金額は通常の定期償還額の約2倍**となります。

猶予した償還金の金額を一括して返済する（別途送付する「振込通知書」により入金する。）こともできますが、この場合も均等額によることとしたときの返済期間内（例えば、猶予が7か月ならば7か月以内）に返済することになります。

また、猶予期間中の償還金については遅延利息を徴しません。

〔例〕 令和元年10月から2年3月までの6か月間の償還猶予を申し出た場合

年月	毎月償還		ボーナス償還		当該月の控除額
	定期償還額	猶予された償還回数による均等額	定期償還額	猶予された償還回数による均等額	
元. 10	44,724	44,724			89,448
11	44,724	44,724			89,448
12	44,724	44,724	101,191	101,191	291,830
}	}	}			89,448
2. 3	44,724	44,724			89,448
	償還猶予合計	268,344	償還猶予合計	101,191	

年月	定期償還額	猶予された償還回数による均等額	定期償還額	猶予された償還回数による均等額	当該月の控除額
11	44,724	44,724			89,448
12	44,724	44,724	101,191	101,191	291,830
31. 1	44,724	44,724			89,448
}	}	}			89,448
5	44,724	44,724			89,448

※一括償還を希望する場合もこの期間内の希望月で償還できる。（申出書により指定した月）

(4) 猶予された償還金の全額繰上返済

猶予された償還金の返済方法が「毎月均等額で償還」の場合、猶予された償還金の全部を繰り上げて返済できます。

ア 申出期限等

猶予された償還金の全額繰上返済を希望される場合は、**猶予を希望する月の前月の期限日まで**に申し出てください。申出の期限及び提出先並びに繰上返済金の納付期限は次のとおりです。

		申 出 期 限 日				提 出 先
		入金月	1~10月入金	11月入金	12月入金	
申 出	京都市内の所属所・府立学校	前月の16日	10月16日	11月13日	12月13日	支部(福利課)
	各支所管内の所属所	前月の13日	10月13日	11月10日	12月10日	各支所(各教育局)
繰上返済金の納付期限		20日	11月13日	12月13日	1月20日	

* 申出期限日が閉庁日の場合はその直前の開庁日となります。

* 繰上返済金の納付期限が金融機関休業日の場合はその直前の営業日となります。

イ 提出書類

全額繰上償還申出書(様式細第9号)

償還猶予金控除開始通知書(様式細第8号)の写し

ウ 記入上の注意

全額繰上償還申出書のタイトルの下に「猶予繰上」と朱書きしてください。

毎月償還の未償還元金の欄に猶予された毎月償還のうち未返済の額を、ボーナス償還の未償還元金の欄に猶予されたボーナス償還のうち未返済の額を、計の欄にその合計を記入してください。繰上償還時の償還猶予額及び経過利息の欄は空欄となります。

エ 納付方法

申出のあった月の翌月上旬に振込通知書を送付しますので、それにより決められた納付期限までに振り込んでください。

納付期限を過ぎてからの入金や入金額が振込通知書の額より少ない場合は、繰上返済の扱いとはならないので注意してください。

京都銀行以外の金融機関からの振込には、振込手数料が必要となります。

(5) 猶予された償還金の一部繰上返済

猶予された償還金の返済方法が「毎月均等額で償還」の場合、猶予された償還金の一部を繰り上げて返済できます。

ア 毎月償還の場合

① 一部繰上返済できる金額は10万円以上、1円単位とし、猶予された償還金に係る1回当たりの償還額(償還猶予金控除開始通知書で確認してください。)の整数倍とします。

② 猶予された償還金の一部繰上返済後の償還回数は、一部繰上返済する直前の未償還回数から①の1回当たりの償還額の整数倍の倍数を除いた回数とします。

イ ボーナス併用償還の場合

① 一部繰上返済できる金額は20万円以上、1円単位とします。一部繰上返済額のうちボーナス償還に充当できる金額は、ボーナス償還に係る猶予された償還金の1回当たりの償還額の整数倍とし、この金額に毎月償還に係る猶予された償還金の1回当たりの償還

額の整数倍を加えた金額を一部繰上返済額とします。ただし、一部繰上返済額の2分の1以上（一部繰上返済でボーナス償還に係る猶予された償還金全てを返済する場合を除く。）をボーナス償還に係る猶予された償還金に充当するものとします。

- ② 猶予された償還金の一部繰上返済後の償還回数は、一部繰上返済する直前の未償還回数から①の1回当たりの償還額の整数倍の倍数を除いた回数とします。
- ③ ボーナス併用償還者で、ボーナス償還に係る猶予された償還金の返済を完了した後に一部繰上返済を希望する場合は、「ア 毎月償還の場合」により取り扱うものとします。

ウ 申出期限等

猶予された償還金の全額繰上返済を希望される場合は、**猶予を希望する月の前月の期限日まで**に申し出てください。申出の期限及び提出先並びに繰上返済金の納付期限は次のとおりです。

	入金月	申 出 期 限 日				提 出 先
		1~10月入金	11月入金	12月入金	1月入金	
申 出	京都市内の所属所・府立学校	前月の16日	10月16日	11月13日	12月13日	支部（福利課）
	各支所管内の所属所	前月の13日	10月13日	11月10日	12月10日	各支所(各教育局)
	繰上返済金の納付期限	20日	11月13日	12月13日	1月20日	

* 申出期限日が閉庁日の場合はその直前の開庁日となります。

* 繰上返済金の納付期限が金融機関休業日の場合はその直前の営業日となります。

エ 提出書類

全額繰上償還申出書(様式細第9号)

償還猶予金控除開始通知書(様式細第8号)の写し

オ 記入上の注意

全額繰上償還申出書のタイトルの下に「猶予繰上」と朱書きしてください。

毎月償還の未償還元金の欄に猶予された毎月償還のうち未返済の額を、ボーナス償還の未償還元金の欄に猶予されたボーナス償還のうち未返済の額を、計の欄にその合計を記入してください。繰上償還時の償還猶予額及び経過利息の欄は空欄となります。

カ 納付方法

申出のあった月の翌月上旬に振込通知書を送付しますので、それにより決められた納付期限までに振り込んでください。

納付期限を過ぎてからの入金や入金額が振込通知書の額より少ない場合は、繰上返済の扱いとはならないので注意してください。

京都銀行以外の金融機関からの振込には、振込手数料が必要となります。

(6) 猶予期間を延長する場合

期間を延長する場合は、「償還猶予申出書」（様式細第7号）を延長を希望する月の前月の償還猶予申出期限日までに再度提出してください。返済方法については前回申出と同じ方法とします。延長申出時は「延長」と朱書きしてください。

(7) 猶予を途中で打切る場合

速やかに支部に連絡し、復職時期と猶予を打切る月を明記した報告書(様式自由)を送付してください。また、この場合、復職辞令の写しを送付してください。(後日でも結構です。)

(8) 激甚災害による住宅災害貸付けにかかる元金猶予

ア 猶予できる場合

理事長の指定する地域において、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚災害法」という。）第2条第1項に規定する政令による激甚災害の指定があり、自己の用に供している住宅若しくは住宅の敷地が5分の1以上又はこれと同程度の損害を受け、住宅災害貸付けを借り受けたとき

イ 対象貸付種別 住宅災害貸付け

ウ 猶予期間 3年を限度とする。

エ 提出書類 住宅災害貸付に係る元金猶予申出書(様式第3号の3)

オ 貸付の申出期限等

元金の償還猶予の有無にかかわらず、激甚災害を理由とする住宅災害貸付の申込期限日については、激甚災害の期間終了後3年以内とする。

カ 元金猶予期間における利息の償還

貸付金の額に月利を乗じて得た額とする。（1円未満の端数切り捨て）

※貸付金の額：ボーナス併用償還の場合は、毎月償還に係る元金とボーナス償還に係る元金を合算した額

利 率：年0.99%（月利0.0825%）

※特例期間にあつては、年0.78%（月利0.065%）

キ 償還方法

利息の償還について、毎月の給与から控除する。

ただし、給与の全部又は一部が支給されないため、利息を給与から控除できない場合は借受人が払い込むものとする。